

報告事項 1

令和2年9月定例県議会の概要について

令和2年9月18日から10月13日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和2年10月13日

総務課

## 令和2年9月議会 質問一覧

### 【代表質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当局	担当課	備考
1	寺西むつみ	自民	2 次代を担う人づくりについて			
			(1) 県立学校のICT環境整備について	教育	教育企画課	知事答弁
			(2) 県立学校における教育環境の改善について	教育	財務施設課	
2	長江正成	新政	2 新型コロナウイルス感染症対策について			
			(5) 県立学校におけるオンライン学習の推進について	教育	教育企画課	
3	犬飼明佳	公明	2 コロナ禍から県民を守る地域づくり			
			(1) コロナ禍での心のケアについて			
			イ 県立高校における心のサポートについて	教育	高等学校教育課	
			6 一人ひとりが輝く地域づくり			
			ICT教育の推進について	教育	教育企画課	

### 【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	鈴木雅博	自民	1 障害者雇用の促進について	労働		知事答弁
			2 本県の経済活動を支え災害時の支援に資する豊田市内の幹線道路整備について	建設		
			3 若者・外国人未来塾におけるオンライン対応について	教育	生涯学習課	
			4 次期あいち山村振興ビジョンについて	総務		
4	加藤貴志	公明	1 AYA世代のがん患者支援一妊よう性温存治療について	保医		
			2 起立性調節障害への理解促進と児童生徒への対応について			
			(1) 教員に対する起立性調節障害の研修について	教育	義務教育課 保健体育課	
			(2) ガイドライン導入による啓発について	教育	義務教育課 保健体育課	
			(3) 学習機会の提供について	教育	義務教育課	

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
8	川嶋太郎	自民	1 介護人材確保対策について			
			(1) 新しい人材の確保について			
			ア 学校教育の場における介護の学びについて	教育	高等学校教育課 義務教育課	
			イ 学校教育におけるDVDやリーフレットの活用状況等について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
			ウ 中学校や高校における出前講座の実施について	福祉		
			エ 普及啓発イベントの成果と今後の展開について	福祉		
			オ Webサイトのアクセス数等の向上に向けた取組について	福祉		
			(2) 資格取得支援について	福祉		
			(3) 外国人材の受入れについて	福祉		知事答弁
			(4) 介護助手について	福祉		
			(5) 「持ち上げない介護」の推進について	福祉		
			(6) ICT機器の導入について	福祉		
			(7) 入職初期の職員のフォローについて	福祉		
			(8) 利用者やその家族からのハラスメント対策について	福祉		
			(9) やりがい作りについて	福祉		
9	日高章	自民	1 知多半島道路PAのスマートインターチェンジ化とその周辺の道路整備について	建設		
			2 6次産業化の推進による農業振興について	農水		
			3 ICT教育の推進とオンライン授業の環境整備について			
			(1) ICT教育の推進とオンライン授業の環境整備について	教育	教育企画課 義務教育課	
			(2) 小学校におけるプログラミング教育への支援について	教育	教育企画課 義務教育課	
			(3) 小中学校における端末の持ち帰りと家庭におけるICT環境への支援について	教育	教育企画課	

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
11	杉浦正和	自民	1 「次期あいちビジョン」における東三河地域の振興について	政企		
			2 「次期あいちの教育ビジョン」について			
			(1) 中高連携について	教育	義務教育課	
			(2) 地域の特色を生かした教育体制について	教育	教育企画課	
			(3) 「G I G Aスクール構想」を円滑に進めるための教員の力量向上について	教育	義務教育課	
			(4) 教育における不易流行について	教育	教育企画課	知事答弁
12	南部文宏	自民	1 コロナ禍におけるクラウドファンディングを活用した事業者支援について	経産		
			2 特別支援学校の児童生徒に対する支援について			
			(1) 新型コロナウイルス感染症としての肢体不自由特別支援学校におけるこれまでの取組と今後の対応について	教育	特別支援教育課	
			(2) 医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の配置について	教育	特別支援教育課	
13	おおたけりえ	新政	1 ポストコロナ時代の行政へのICT活用について	総務 福祉		
			2 コロナ禍のこども・大学生への施策について			
			(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた児童生徒の心身の回復について	教育	義務教育課 保健体育課	
			(2) ガイドラインの見直しについて	教育	保健体育課	
			(3) 子ども食堂への支援について	福祉		
			(4) 遠隔授業の実施により影響を受けている学生への取組について	県民		
14	成田修	自民	1 高齢者の交通事故対策について	防災		
			2 高等学校文化部活動の支援について	教育	高等学校教育課 生涯学習課	

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
16	高木ひろし	新政	1 愛知県教育委員会の障害者施策について			
			(1) 愛知県教育委員会の障害者雇用率についての現状認識と改善に向けた取組について	教育	総務課 教職員課	
			(2) 愛知県教育委員会「障害者活躍推進計画」について	教育	総務課 教職員課	再質問
			(3) 障害者の教員免許取得について	教育	教職員課	
			(4) 学校施設のバリアフリー化について	教育	財務施設課	
			(5) 障害のある生徒への高校教育の保障について	教育	高等学校教育課	
			2 部落差別解消に向けた県の基本姿勢について	県民		
20	荻原宏悦	公明	1 里親制度等の推進について	福祉		知事答弁
			2 精神障害者の地域移行について	保医		
			3 不登校児童生徒・外国人児童生徒へのICTを活用した教育の取組について			
			(1) 不登校児童生徒に対するICTを活用した個別最適化教育について	教育	教育企画課 義務教育課	
			(2) 外国人児童生徒に対するICTを活用した日本語指導について	教育	教育企画課 義務教育課	
			(3) 不登校児童生徒や外国人児童生徒の家庭学習におけるタブレット端末の貸し出しについて	教育	教育企画課	

○議案審査

第115号議案

令和2年度愛知県一般会計補正予算(第11号):教育委員会所管分

【議案質疑】

今井隆喜 委員(自由民主党)

- ・ICTを効果的に学習に活用していくための教員の意識改革、指導力向上について
- ・ICT環境が十分でない家庭への支援について

【一般質問】

横井五六 委員(自由民主党)

- ・教員の多忙化解消について

神戸洋美 委員(自由民主党)

- ・若者の投票率と教育の政治的中立性の問題について

川嶋太郎 委員(自由民主党)

- ・公立高校の欠員と計画進学率について

今井隆喜 委員(自由民主党)

- ・コロナ禍における教育現場での対応について

中村竜彦 委員(自由民主党)

- ・教員の人材確保について

谷口知美 委員(新政あいち)

- ・定数改善(少人数学級の効果)について
- ・オンライン授業について
- ・海外につながる子どもたちの進路関係について

西久保ながし 委員(新政あいち)

- ・新型コロナ禍での教員のメンタルヘルスについて

岡 明彦 委員(公明党)

- ・コロナ禍における学校体育施設開放について
- ・教育に関する事務の点検・評価報告について

令和2年9月定例県議会 代表質問（9月25日） 知事・教育長答弁要旨  
自由民主党 寺西むつみ 議員

**【質問要旨】**

**2 次代を担う人づくりについて**

(1) 県立学校のICT環境整備について

今年度、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、どのような思いで県立学校のICT環境整備に取り組んでこられたのか、また、今後、どのように取り組んでいかれるおつもりなのか、知事の所見を伺う。

(2) 県立学校における教育環境の改善について

小中学校や特別支援学校における空調設備の設置が進んだ現在、県立高等学校についても全ての学校の普通教室における空調公費化を進めるべきだと考えますが、今後、どのように取り組まれるのか、教育長の所見を伺う。

また、県立学校におけるトイレ環境の改善について、現在、計画・実施の前倒しを考えておられるとのことですが、今後の整備に向けた所見を伺う。

**【知事答弁要旨】**

(1) 次は、県立学校のICT環境整備についてのお尋ねであります。

今年の2月末、国からの突然の要請を受け、県内全ての公立学校を臨時休業といたしました。私にとりましても苦渋の判断でありましたが、出来る限り早く教育活動を再開し、児童生徒の学びを取り戻したいと強く思っておりました。

そうした中、臨時休業を4月以降も延長せざるをえない状況となりましたことから、休業中の学習支援を行うため、県立学校のインターネット回線を最大限増強するとともに、学校再開後の家庭学習支援として民間のオンライン学習支援サービスの導入を決断いたしました。さらに、この9月補正予算にもタブレット端末の追加配備や全ての普通教室へのプロジェクタ設置などの経費を盛り込んだところであります。

オンライン学習支援サービスについては、民間の技術力の高さを実感し、導入に踏み切ったわけではありますが、私は、対面授業にオンライン学習を効果的に組み合わせることで、多様な子供たち一人ひとりに個別最適化され、資質や能力を更に伸ばすことができるのではないかと考えております。

今後も、教育におけるICTの活用を重点的な取組として、次期教育振興基本計画に

位置付け、ICT環境の整備に積極的に取り組み、子供たちの力を最大限引き出す教育を実現してまいりたいと考えております。

### 【教育長答弁要旨】

(2) 県立学校における教育環境の改善についてお答えをいたします。

まず、県立高等学校の空調設備につきましては、現状、多くの学校で、主として夏季休業中に補習授業を実施するために、PTAの御負担により普通教室に空調設備が設置されているところでございます。

そのような現状の中、今年の夏は、夏季休業中に授業を実施する必要がありましたことから、6月補正予算におきまして、この間のPTA設置空調のリース料及び光熱費の公費負担並びに空調未整備校へのレンタル空調の公費による整備を行ったところでございます。

PTA設置空調の公費化につきましては、夏季休業中以外の授業時間における使用実態を踏まえ、検討を進めてまいります。

また、県立学校のトイレ環境につきましては、生活様式の変化などに対応するため、普通教室棟及び管理棟のトイレが湿式の床である全131校について、2019年度から5年間で短期集中的に、床の乾式化やトイレの洋式化などの改善を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今議会に提出されております補正予算により、国の臨時交付金を活用してトイレ環境の整備を更に加速してまいりたいと考えております。



令和2年9月定例県議会 代表質問（9月25日） 教育長答弁要旨  
新政あいち 長江正成 議員

**【質問要旨】**

**2 新型コロナウイルス感染症対策について**

(5) 県立学校におけるオンライン学習の推進について

これまで様々なハードウェア、ソフトウェアの予算を措置し、整備を進めておられますが、これらを授業でどのように活用していくのか。更に、今後、新型コロナウイルス感染症により学校が休業になった時にどのように利用するのか、教育長の所見を伺う。

また、県立高校に端末を合計18,000台整備するとしても、これでも全生徒数の12万人分には足りません。今後どのような方針で整備を進め、それにより、どのような教育を目指すのか、教育長の所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

県立学校におけるオンライン学習の推進についてお答えをいたします。

まず、授業でのICTの活用方法ではありますが、例えば生徒は、家庭で、教員からタブレットに配信された課題に取り組んだ上で、授業に臨むことができるようになります。また、学校では、教員と生徒が、教材をタブレットで共有し、生徒同士で相談しながら問題を解いたり、教員が必要な助言を与えたりするなど、対話により理解を深める授業が可能になります。また、日々の学習履歴は、クラウド上に蓄積されるため、生徒は、学習状況の振り返りができ、教員は、生徒の理解度を確認しながら、授業を進めることができます。

更に、新型コロナウイルス感染症により、今後、臨時休業となるような場合でも、学校と家庭がオンラインで結ばれることにより、通常の授業と近い形で、学習を継続することができます。

次に、今後の県立高等学校の生徒用端末の整備の方針についてではありますが、生徒個人所有の端末を授業で活用する、いわゆるBYOD（ブリング ユア オウン デバイス）を基本に考えております。具体的には、今年度、ICTモデル校10校を中心にBYODの試行を行い、効果と課題を検証した上で、来年度以降、端末を持っている生徒は、それを授業で使用し、持っていない生徒には、端末を貸し出すなど、BYODをベースとし

たICTの活用方法を検討してまいります。こうした取組により、全ての県立学校で、教員が児童生徒一人ひとりの学習状況を常に把握しながら、対話的で協働的な授業の実現を目指してまいりたいと考えております。

令和2年9月定例県議会 代表質問（9月25日） 教育長答弁要旨  
公明党 犬飼明佳 議員

**【質問要旨】**

**2 コロナ禍から県民を守る地域づくり**

(1) コロナ禍での心のケアについて

イ 県立高校における心のサポートについて

教育委員会では、これまでも生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーをはじめとする教育相談事業を強化してきたと思いますが、コロナ禍にある今後、よりきめ細かな心のケアに、どのように取り組んでいかれるのか、教育長の所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

はじめに、県立高校生への心のサポートについてであります。

この7月に実施した調査では、学校再開後の6月、1か月間の生徒の欠席日数は、昨年度の新学期当初の4月、1か月間に比べて全学年で増加していることが分かりました。とりわけ新入生の欠席日数は、著しく増加しておりました。長期にわたる休業を経て5月下旬に新学期が始まるという異例の事態の中で、学校適応に不安を抱える新入生が例年以上に多かったと認識しております。更にこれからの年度後半は、2年生、3年生にとっても進学や就職といった進路を考える時期を迎えますことから、例年、心のケアが重要となっておりませんが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響ともあわせてケアが必要となる生徒が増加するものと見込まれます。

こうした状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、今年度10月以降、県立高等学校に配置した54名のスクールカウンセラー1人当たりの相談時間を年間280時間から322時間に増やすとともに、スクールソーシャルワーカーを1名増員し9名とする補正予算を今議会に提出しているところであります。

また、今年度、県立高等学校3校でSNSを活用して相談できる事業を始めたところですが、生徒が自分のスマートフォン等を使い、チャット形式で臨床心理士等に匿名で相談できるこの事業を10月以降、全ての県立高等学校に拡大できるよう、補正予算を提出しております。

今後もこうした取組を進め、生徒一人ひとりに寄り添い、よりきめ細かく心のケアに対応できるよう、教育相談体制の充実に努めてまいります。

## 【質問要旨】

### 6 一人ひとりが輝く地域づくり

I C T 教育の推進について

「スタディサプリ」などのオンライン学習支援サービスは、各県立学校でどのように活用されているのか、また、I C T 環境整備の進捗状況はどのようになっているのか、更に、今後、多様な児童生徒支援への I C T の活用についてどのように考えておられるのか、教育長の所見を伺う。

## 【教育長答弁要旨】

次に、I C T 教育の推進についてお答えをいたします。

まず、スタディサプリの活用状況であります。現在、10万人を超える児童生徒が利用登録し、教員による宿題動画の配信、生徒による家庭での動画の視聴と確認テストの実施、教員から児童生徒への連絡、生徒自身の活動記録の入力などに利用をされております。

また、ロイロノートスクールにつきましては、授業において、教員がタブレットで課題を配信し、生徒が課題に取り組んだあとに話し合いを行い、教員が適宜助言するなどの利用がされております。

次に、県立学校の I C T 環境整備の進捗状況であります。予算措置された児童生徒用タブレット端末 11,488 台につきましては、年内に各学校に配備できるよう準備を進めております。また、校内情報通信ネットワークの高速・大容量化は、来年 2 月までに全校完了する予定となっております。更に、9 月補正予算には、高等学校の生徒用端末 12,000 台と、プロジェクタなどの大型提示装置が、これまでの措置分を含めまして各クラス 1 台の配備となるよう、高等学校用プロジェクタ 1,488 台、特別支援学校用液晶モニター 1,190 台の経費を盛り込んだところであります。

また、様々な課題を抱える児童生徒への I C T の活用につきましては、例えば、不登校の中学生がスタディサプリによる学び直しにより、自信を取り戻し、登校できるようになったという事例も聞いており、今後、児童生徒の課題に応じた効果的な I C T の活

用方法を検討し、全ての児童生徒一人ひとりに個別に最適化された教育が実現できるように努めてまいりたいと考えております。

**【質問要旨】**

**3 若者・外国人未来塾におけるオンライン対応について**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、若者・外国人未来塾に通うことが難しくなっている若者や外国人、様々な事情で引きこもり状態となっている若者、更には新型コロナウイルスの感染拡大の第三波への対策として、オンラインによる学習支援や相談、居場所の確保が継続される体制を整備する必要があると考えるが、県の所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

若者・外国人未来塾について、お答えいたします。

本年度は、県内7地域におきまして6月から7月にかけて若者・外国人未来塾を開校し、参加者は、8月末時点で昨年の46名から68名と、22名増えています。このうち13名の方が、8月の第一回高等学校卒業程度認定試験を受験されました。このように、昨年度を上回る多くの方が未来塾を利用し、自らのステップアップに努力されているところでございます。

若者・外国人未来塾は、実際に参加者と学習支援者が対面することで、参加者の学習状況を把握し、学習の動機づけとなる励ましや助言から効果的な指導につなぐことができます。これまでも、ひきこもりがちであった高校中退者が、支援者との交流をきっかけに、外部のサークルに参加し始め、社会復帰への第一歩を踏み出したという例を聞いております。

議員御指摘のとおり、対面指導にオンラインによる学習支援・相談を組み合わせることで、より効果的な切れ目のない支援が可能となると考えております。

このため、今後は、県教育委員会に配備されるタブレットの一部を活用するほか、県総合教育センターの学習支援サイトを効果的に学習活動に取り入れるなど、オンラインを活用した支援に取り組んでまいります。

**【要望】**

若者・外国人未来塾におけるオンライン対応についてであります。

一部地域では自主的・試験的に始めていただいておりますが、今年秋から冬にかけてインフルエンザの流行とあわせて新型コロナウイルスの第3波の可能性が懸念される中、高卒認定試験は11月に実施されることから、再び多くの若者の学習支援に支障が出ないように、また、居場所を失うことが無いように県が主体となって関係者の皆さんと連携し、早急にオンライン対応が可能となる対策をとっていただくことを要望します。

**【質問要旨】**

**2 起立性調節障害への理解促進と児童生徒への対応について**

- (1) 2月の委員会質問後、教員に対する研修内容へ今年度から新たに起立性調節障害に関するものを追加する、ということ伺ったが、その内容と進捗状況を伺う。
- (2) 起立性調節障害への理解促進ができるガイドラインを愛知県も積極的に導入し、啓発にあたっていただきたいと思うが、教育長の所見を伺う。
- (3) 起立性調節障害の子供にオンラインによる授業や校内適応指導教室による学習の機会を提供することをどう考えるか。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) 起立性調節障害への理解促進と児童生徒への対応について、3点お答えします。

始めに、教員に対する研修についてであります。

児童生徒が登校できなくなるきっかけの一つとして、起立性調節障害があることは、養護教諭や保健体育科の教員の間では広く認識されているところではあります。全教員が共通認識のもと組織的な対応を進めていく必要があると考えております。

そのため、県教育委員会では、今年度から市町村教育委員会の生徒指導を担当する教員を対象とした会議におきまして、議員お示しの岡山県教育委員会が作成した「起立性調節障害対応ガイドライン」等を参考にして研修を行い、この疾患が原因で児童生徒が登校できなくなるケースがあることを説明し、市町村教育委員会から各学校への周知を図っております。

また、今年度は、養護教諭の研修会と初任者の研修会において、この疾患の正しい理解と対応に関する内容を取り扱うこととしておりましたが、これらの研修は新型コロナウイルス感染症の影響により当初の計画どおり実施することはできませんでした。このため、現在、予定していた研修内容をeラーニングや資料配付により進めているところであり、今後も、様々な研修の機会を通じて更なる周知を図っていくことを考えております。



(2) 次に、ガイドライン導入による啓発についてでございます。

県教育委員会では、養護教諭を始めとした学校保健関係者向けの手引き「学校保健の管理と指導」の改訂版を今年度末に刊行できるよう作業を進めているところであり、岡山県教育委員会のガイドラインを参考にしながら、新たに起立性調節障害について取り上げる予定であります。

また、この疾患に対する教員の理解を促進するために、全教員が手にする2021年度版の「教員研修の手引き」や「新しく先生となるみなさんへ」の中に、この疾患に対する理解と配慮の必要性について掲載を予定しております。

今後は、こうした資料を活用して、起立性調節障害は心の弱さからくるものではなく、自律神経系の不調からくる身体の病気であることについて理解が進むよう取り組んでまいります。保護者の方に対しては、この疾患が疑われる場合には、医療機関の受診を勧めるとともに、主治医やスクールカウンセラーなどの専門家と連携して、子供の病状や配慮すべき事項について、学校と保護者が共通理解をもって、この疾患を持つ子供たちが安心して学校生活を送れるようにしてまいりたいと考えております。

(3) 次に、学習機会の提供についてお答えいたします。

起立性調節障害で登校できなくなった児童生徒の学習の遅れを取り戻す上で、様々な学習の機会を提供したり、紹介したりすることは大切であり、オンライン学習も有効な手段の一つであると考えております。

県教育委員会では、今後、ICTを活用した不登校児童生徒への支援の方法につきまして、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、市町村教育委員会が設置する適応指導教室につきましては、多くの市町村で、学校とは別の施設に設置され、職員も配置されております。そうした施設とは別に、多くの学校におきまして、不登校児童生徒のために、空き教室や保健室等を利用して、学習等の支援を行っております。その中には、登校時間を柔軟に設定するなどの工夫をしている学校もありますので、そのような事例を情報提供するなどして、起立性調節障害の児童生徒に学習の機会を確保するよう、県内の市町村教育委員会に働きかけてまいりたいと考えております。

## 【要望】

起立性調節障害の理解促進と児童生徒への対応についてであります。教育現場にお

いて大切なことは、校長始め担当教諭、養護教諭、各教科担当教師などの学校関係者、クラスメイトがOD（起立性調節障害）に対し、正しい知識と認識を持つことであり、またODを抱える児童生徒が充実した学校生活を送れるようにするため、学校と医療との円滑な連携は欠かせないと考えます。また、ODは身体症状により登校が困難となることで不登校へと至ることが多い一方、ODを抱える児童生徒と教師の間の信頼度合いが高まれば、本人が長期的な不登校に陥るリスクは低くなるのではないかと思います。その意味でもODへの理解促進を特に教育現場で力強く進めていただくようお願いします。

**【質問要旨】**

**1 介護人材確保対策について**

(1)ア 学校教育の中で現状、介護をどのように取り上げているのか、伺う。

イ 県では小学生、中学生、高校生のそれぞれを対象とした介護に関するDVDやリーフレットを作成されているが、是非このDVDやリーフレットを活用して介護を知る授業をしてほしいと考えるが、今後どう取り組んでいかれるのか、伺う。

**【教育長答弁要旨】**

ア はじめに学校教育における介護に関する学習の現状についてお答えをいたします。

高齢者に寄り添う介護の仕事に理解を深めることは、多様性を尊重し、人間性豊かで寛容な心をもつ人を育むという点から、大変重要なことと認識しております。

小中学校においては特別活動や総合的な学習の時間に、高等学校においては教科「家庭」の時間に、高齢者疑似体験や介護施設での職場体験学習といった実践的・体験的な活動を取り入れながら介護について学んでおります。

県立高等学校では4校に福祉科を設置し、介護福祉士の資格取得に向け、福祉に関する専門的な教育を行うとともに、総合学科等8校に福祉系列やコースなどを設置し、広く地域社会に貢献できる介護人材の育成に努めております。また、他の高等学校においても、進路ガイダンス等で、専門学校職員に講師を依頼し、福祉や介護に関する職業を知る機会を設けております。

イ 次に、県作成のDVDやリーフレットの活用及び今後の取組についてお答えをいたします。

県作成のDVDやリーフレットには、介護の仕事の魅力や介護職員の必要性が録画、掲載されていて有効であるため、小中学校では、福祉体験や職場体験学習の事前指導で、高等学校では、教科「家庭」の授業で活用している学校がございます。

中学校では2021年度から実施される、教科「技術・家庭」の学習指導要領で「介護など高齢者との関わり方について理解すること」が、高等学校では2022年度から実施される、教科「家庭」の学習指導要領で「高齢者への尊厳や認知症について理解を深めるこ

と」が明示されており、今後は、介護に関する学習がより一層重視されてまいります。

教育委員会といたしましても、県作成のDVDやリーフレットの活用を促し、介護の仕事に関する理解を深めてまいります。

**【質問要旨】**

**3 ICT教育の推進とオンライン授業の環境整備について**

- (1) モデル校において、今後どのような取組を行う予定か、また、その取組実績などを踏まえて、どのようにして、県内小中学校のICT教育の底上げを図っていく考えか、伺う。
- (2) プログラミングによってAIロボットを作動させるという、楽しさをもって知識を習得するもので、県としてもこれを支援する考えがあると伺っておりますが、今後、このような取組をどのように支援し、その成果をどのように県下小学校に波及させていくのか、伺う。
- (3) 今後のあらゆる休校リスクに対する備えとして、県下すべての小中学校のオンライン授業環境の整備に加えて、端末の家庭への持ち帰りのルール作りや、家庭におけるICT環境への支援も必要と考えますが、これらについて、どのように対応していかれるのか、伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) ICT教育の推進とオンライン授業の環境整備についての御質問のうち、まず、ICT教育モデル校の取組とICT教育の底上げについて、お答えいたします。

GIGAスクール構想により、県内の小中学校における児童生徒1人1台端末や校内情報通信ネットワークの整備など、ICT環境のハード面での整備は進みつつありますが、今後は、整備されたICT機器を具体的にどのように活用するかが、大きな課題であると認識しております。

このため、県教育委員会といたしましては、ICTを活用した授業に関する取組を計画している小中学校をICT教育モデル校として指定し、ICT事業者の協力も得ながら、様々なオンライン学習支援サービスを活用した授業の方法について研究を行い、その実践で得られた成果や知見を全ての市町村へ情報提供してまいりたいと考えております。

具体的には、ICT教育モデル校として、10月以降、大府市を始め、瀬戸市、春日井

市、長久手市、安城市、豊橋市、蒲郡市、豊根村の8市町村17校を指定し、研究委嘱してまいります。

あわせて、来年1月には、アイチスカイエキスポを会場に、県内の小中学校の教員を対象として、ICT教育に精通した有識者や企業、教育関係機関等を集めたフェアを開催して、先進的かつ効果的なICT教育を県内全市町村へ広げることで、愛知県全体でICTを活用した教育の底上げを図ってまいります。

(2) 次に、小学校におけるプログラミング教育への支援について、お答えいたします。

プログラミング教育は、実際にプログラミングを体験しながら、論理的な思考力を身につけることを目的とするものであり、子供たちが楽しみながら、試行錯誤を繰り返して学ぶことが重要であると考えております。

そこで、県教育委員会といたしましては、先ほど、答弁いたしましたICT教育モデル事業の中で、大府市を始め、希望する市町村の小学校において、ロボットを活用したプログラミング教育の実践的な取組を行う予定にしております。

具体的には、本県のスタートアップ企業と台湾のメーカーが共同で開発中の「ケビー」というコミュニケーションロボットを用いて、大府市など、取組を希望する小中学校において、プログラミング教育の実証研究を支援してまいります。「ケビー」は、スクラッチというプログラムソフトを使うことにより、ブロックを組み合わせるように簡単にプログラムを作ることができ、しゃべる、うごく、会話する、などの動作をロボットに行なわせることができるため、子供たちは、楽しみながらプログラミングを体験することが可能となります。

こうした実証研究で得られた成果を、すべての市町村が参加する「GIGAスクール構想共同研究会」におきまして情報共有し、児童生徒が興味・関心を持って学ぶことができるプログラミング教育の方法を示してまいりたいと考えております。

(3) 次に、小中学校における端末の持ち帰りや家庭におけるICT環境への支援についてお答えいたします。

今後、整備されるタブレット端末を家庭に貸し出すことについては、通常時における家庭学習だけでなく、臨時休業時における、オンラインによる切れ目のない学習支援にも、大きな教育効果が期待されるところであります。一方、端末を持ち帰る場合のルール作りや、情報セキュリティの確保、ICT環境が家庭によって異なることへの対応など、様々な課題も指摘されております。

小中学校において、端末の持ち帰りを行うかどうか、その際のルールをどうするかについては、各市町村の教育委員会が方針を決めていくこととなりますが、県といたしましても、端末の持ち帰りの効果と課題を整理し、ルールの例を示すなど、各市町村の取組の参考となるような情報を提供してまいりたいと考えております。

また、家庭のICT環境への支援につきましては、国の今年度1次補正予算において、家庭学習のための通信機器整備を対象とした補助金が創設されております。各市町村に対して、国の補助制度の活用を引き続き、呼びかけていくとともに、国に対しては、ルータ等の購入費だけでなく、通信費も含めて補助対象とするなど、補助制度の拡充と継続を要望してまいります。

**【質問要旨】**

**2 「次期あいちの教育ビジョン」について**

(1) 中高連携について

これまで中高連携についてどのような取組を行ってきたのか、今後、中高連携の取組をどのように進めていかれるのか伺う。

(2) 地域の特徴を生かした教育体制について

愛知県としてはこれまで「あいちの人間像」のなかでその方針を反映してきたと認識しているが、更に個別エリアにおける教育環境体制を検討すべきではないかと思う。考えを伺う。

(3) 「GIGAスクール構想」を円滑に進めるための教員の力量向上について

今後「GIGAスクール構想」が目指す新しい教育を進めていくには、ICT機器の活用に関する教員の力量向上が必要であると思うが、県教育委員会としてどのように対応していくのか、伺う。

(4) 教育における不易流行について

教育における「不易流行」をどのように考え、次期教育振興基本計画を策定していかれるおつもりか、知事の所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

(1) 「次期あいちの教育ビジョン」に関するお尋ねのうち、まず、これまでの中高連携の取組についてであります。2016年度から東三河地域では、「東三河小中高特連携教育推進協議会」を設置し、地域の子供たちに身につけさせたい資質・能力及び人間像を共有し、「生きる力」の育成を図る取組を展開しておりますが、具体的には、小中学校や高等学校等の教員による校種間の情報交換を行う場を設けたり、中学生に地域の高校の特色を紹介することで、幅広い進路の選択肢を提供したりするなどの取組を実施しております。

また、北設楽地区、作手地区、田原地区においては、連携型中高一貫教育を展開し、交流授業の実施や総合的な学習の時間を中心とした体験活動などの実施、生徒会活動・



部活動の交流、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜の実施などを行っております。

さらに、県教育委員会としては、2016年度から「市町村立中学校と公立高等学校の人事交流実施要領」に基づき、交流期間を原則2年とした人事交流を全県で実施しております。2020年度までの5年間では、中学校から高等学校へ20名、高等学校から中学校へ8名の計28名の教員が交流し、各校種の特徴や良さを実感しながら、教育活動を進めております。

今後は、学びの連続性という観点から、引き続き、人事交流を推進するとともに、第2期県立高等学校教育推進実施計画に基づいて、県立高等学校に、地元中学校や地域社会と一体となって子供たちを育むコミュニティ・スクールを導入し、中高連携のさらなる発展を推進してまいりたいと考えております。

(2) 次に、地域の特色を生かした教育体制についてお答えいたします。

現行の「あいちの教育ビジョン2020」では、基本理念の中に、「あいちの伝統と文化、『ものづくりの精神』を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間」を育成していくこととしており、また、取組を進めるに当たっては、学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性を重視していくこととしております。こうした理念や取組の視点は、現在、策定中の教育振興基本計画においても引き継いでまいりたいと考えております。

また、学校種を超えた連携につきましては、議員お示しの東三河地域における取組のほか、県内を12地域に分け、それぞれの地域で生徒指導を推進していくための連絡協議会を設け、中学校、高等学校、地域の関係機関が連携して、いじめや暴力行為などの生徒指導上の諸問題への対応について協議するなどの取組を行っております。また、豊田市においては、「豊田市高等学校魅力発見フェスタ」を毎年、開催し、市内の公立高等学校、高等専門学校、特別支援学校の生徒や教員が、小学生や中学生、保護者、市民に、各学校の魅力を紹介する取組も行われております。

こうした地域連携による教育の取組は、開かれた学校づくりや特色ある教育を進める上で、大変重要であると考えておりますが、一方、中学校卒業後に、他の地域の学校へ進学する生徒の割合が多い地域もあるなど、学校と地域との結びつきの度合いが、地域によって異なっているという実情もございます。

次期教育振興基本計画におきましては、東三河地域で蓄積された取組の成果を踏まえながら、それぞれの地域の実情に応じた、特色ある教育を推進するための方策を検討してまいりたいと考えております。

(3) 次に、「GIGAスクール構想」を円滑に進めるための教員の力量向上についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後は、1人1台端末による学習活動と、地域資源を活用した豊かな教育実践の積み上げを融合させた新しい教育を創造することが大切であります。そのためには、教員の力量向上が不可欠でございます。

しかしながら、1人1台端末等を活用した授業については、これまで経験した教員が少ないことから、県教育委員会では、まず、研修する機会を設け、教員のICT活用力を高めてまいりたいと考えております。

具体的には、来年1月に、アイチスカイエキスポを会場とした、ICT教育に関するイベントを計画しております。県内の市町村立学校教員や、市町村教育委員会関係者等に参加を呼びかけ、ICT機器を活用した新しい授業の在り方について深く学ぶ機会としたいと考えております。

また、県内17の小中学校をICT教育モデル校に指定して、1人1台端末を用いた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の在り方など、ICT機器の活用に関する研究を進めるとともに、その成果や知見を県内全ての小中学校に広めてまいります。

#### 【知事答弁要旨】

(4) 教育における「不易流行」について私からお答えいたします。

私は、地域の子供たちの教育につきましては、それぞれの地域の首長が責任を持って、大きな方向を示すべきであると考えておまして、本県においては、教育に関する目標や施策の根本となる方針として、「愛知の教育に関する大綱」を定めるとともに、具体的な取組については、本県の教育振興基本計画である「あいちの教育ビジョン2020」に位置付け、愛知の次代を担う人づくりを積極的に進めているところであります。

子供たちが、これからの時代を生き抜いていくためには、いわゆる「知・徳・体」をバランスよく育成していくことが、まずは重要であり、こうした視点は、社会情勢が変化しても変わる事の無い「不易」に当たるものと考えております。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大のような、かつてない事態が生じたときでも、子供たちの学びを保障できる教育体制づくりや、全国最多の日本語指導が必要な外国人児童生徒への教育の充実、対面授業とオンラインのハイブリッドによる、ICTを活用した教育の推進、また、学校教育の柱となる先生方の働き方改革などは、社

会情勢の変化に適切に対応し、今後、重点的に取り組んでいくことが求められるものでありまして、これらは、「流行」に当たるものと考えております。

以上のような考え方のもとで、今年度策定する次期教育振興基本計画では、「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本として、「知・徳・体」の調和のとれた生きる力の育成に引き続き取り組むとともに、社会情勢の変化をしっかりと見据えながら、未来の愛知の担い手となる人の育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

## 【要望】

御答弁いただきありがとうございます。数点、要望させていただきたいと思っております。

(略)

そして、教育についてでありますけれども、中高連携や地域教育につきましては、県内に教育事務所というものが地域ごとに配置されていると思っております。市町村の合併等によりまして、その役割は変化してまいりましたけれども、例えばこうした機関を、一つの事務局だとか中心にいたしまして、地域と校種をつなげる体制作りをされてはと思っております。いずれにいたしましても、地域の事情、教育長もおっしゃられていましたけれども、地域の事情もあると思っておりますので、まずはできる範囲のところから始めていただければと思っております。

GIGAスクール構想と教育の不易流行についてであります。たとえ最新の機器を与えられて効率がよくなる、時代に即しているといいましても、重要なのは、子供たちに何を気づかせ、どういう大人になってもらいたいのか、先ほど、知事が言われた、知・徳・体こういったことだと思っております。いわゆる人間形成に重要な役割を果たすのが学校教育だと思っております。これまでの積み上げた教育とこれから必要な技術、双方を組み合わせる授業は、大変高度なものであると思っておりますが、であるからこそ、教育の転換期において、教育における時代を超えた理念と、時流に流されない確固たる信念、先ほどの知・徳・体であると思っておりますが、こういったものをもって、その上で新しい教育を築いていただくことをお願いして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**【質問要旨】**

**2 特別支援学校の児童生徒に対する支援について**

- (1) 未だ終息が見通せない新型コロナウイルス感染症対策として、肢体不自由特別支援学校におけるこれまでの取組と、今後の対応について伺う。
- (2) 医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の配置について、今後、どのように進めていくのか伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) はじめに、肢体不自由特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

肢体不自由特別支援学校におきましては、医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患を有する児童生徒が多数在籍することから、感染時に重症化するリスクが高いことを踏まえ、学校再開の時期を他の県立学校よりも2週間遅らせる措置をとりました。

学校再開にあたりましては、肢体不自由特別支援学校に対して、これまで補正予算を活用して、消毒液、フェイスシールド、マスクなどを重点的に配付したり、スクールバスの感染リスクの低減を図るため、臨時的にジャンボタクシー5台を増車して、1台に乗車する人数を少人数化するなど、感染症対策に努めているところであります。

また、教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校教育活動再開事業費として、特別支援学校1校あたり300万円の予算を措置し、学校長の裁量により感染症対策に必要な備品等を購入できることといたしました。

議員が視察されました小牧特別支援学校におきましては、この経費を活用して、教室で使用するセラピーマットや高反発マットレスなどを購入する計画でございます。

さらに、現在、肢体不自由特別支援学校で借り上げている5台のジャンボタクシーに替えて、乗車定員の多い中型リフト付きスクールバスを購入するための経費を9月補正予算に計上し、本議会に提案したところでございます。

引き続き、特別支援学校において、障害のある子どもたちの安全な教育環境が整えられるよう、各学校の実情に応じて新型コロナウイルス感染症対策を、しっかりと進めてまいります。

(2) 次に、医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の配置についてでございます。

医療的ケアが必要な児童生徒は、本年5月1日現在、県立特別支援学校30校のうち10校に187人が通学しており、10年前の2010年度と比較して約2倍となっております。

医療的ケアを行う看護師は、今年度は肢体不自由特別支援学校7校、聾学校2校、病弱特別支援学校1校の合計10校に対して、常勤看護師7人、非常勤看護師72人の合計79人を配置しております。

看護師の配置につきましては、医療的ケアが必要な児童生徒の増加に合わせて順次、増員を図ってまいりました。

なお、非常勤看護師の一部に欠員が生じていることや、採用後、医療的ケアを始めるための研修を一定期間行う必要があることなどから、看護師の体制が整わない一部の学校では、議員御指摘のとおり、体制が整うまでの間、医療的ケアを保護者をお願いをしなければならない状況も生じております。

医療的ケアが必要な児童生徒は、今後も増加することが見込まれますので、安全安心で適切な医療的ケアを行うことができるよう、非常勤看護師を常勤化するなど、医療的ケアが必要な児童生徒の実態に応じて、引き続き、看護師の配置の充実に努めてまいります。

## 【要望】

特別支援学校における児童生徒に対する支援について、2点要望いたします。

1点目は、より安全な環境整備についてです。

人工呼吸器を使う場合、喉に穴をあけ、カニューレという管を差し込み、気道を確保して、そこに呼吸器をつないで、空気を直接、肺に送り込みます。口や鼻を通らずに、直接気管に風を送ると乾燥してしまいますので、加湿器を通すことで、湿った空気を肺に送ることができます。呼吸器から送られた風が一度、温められたお釜の中の水を通して、気管に送られるというようなイメージです。加湿器が、床に寝ている児童生徒と同じ高さに設置をされていると、水滴が管を伝って、気管に入るリスクがあります。

病院などでは、加湿器は、床に置きます。ベッドより低い位置に置くことで、水滴が気管に侵入しにくくしています。医療的ケアを必要とする児童生徒に、より安全に人工呼吸器を利用いただくために、高さのあるベッドの配備が必要かと思えます。

2点目は、プライバシーの保護についてです。

やむを得ず、教室内でおむつ替えをする際に、プラスチック製の板状の仕切りで囲って、行うことがあるやに聞きます。学校の方で、いろいろと工夫をして、手作りで仕切りを作って、対応していただいていることと理解していますが、もし、その子が健常者で、中学、高校の年頃世代なら、簡易な仕切りひとつで、おむつ替えは、いかなものでしょうか。

教室の一角をカーテンで仕切る等により、プライバシーに、より配慮する対応をしていただくよう要望いたします。

**【質問要旨】**

**2 コロナ禍のこども・大学生への施策について**

- (1) 県教育委員会として、子供たちがこの新型コロナという「災害」の影響から心身ともに回復できるように、どのような取り組みを考えているか、伺う。
- (2) ガイドラインは状況に合わせてどのように見直しがされているのか伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた児童生徒の心身の回復についてお答えいたします。

まず、心のケアにつきましては、再開後の学校の新しい生活様式などによる児童生徒の不安を軽減するため、7月下旬から8月にかけても、スクールカウンセラーによる相談体制を整えてまいりました。例年以上に相談件数が増加しておりますので、今後、小中学校に配置されているスクールカウンセラーの相談時間を、一人当たり18時間程度追加してまいります。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、希望のあった3市町に4人の追加配置を計画しております。

さらに、10月に各市町村教育委員会の生徒指導担当の教員を対象にして、臨床心理士を講師に招いた研修会を開催し、心のケアの充実を図ってまいります。

また、再開後の体育授業では、熱中症対策を行いつつ、徐々に運動の強度を高めてまいりました。実施種目によっては、仲間との距離を取った練習方法とするなど、感染予防に配慮しながら、体力の回復を図っております。

コロナ禍においても、引き続き心身ともに健やかな児童生徒を育成するよう、体力の向上に努めてまいりたいと思っております。

- (2) 次に、ガイドラインの見直しについてでございます。

県教育委員会では、独自の「教育活動の実施等に関するガイドライン」を発出し、国から示されるマニュアルや最新の科学的知見等を踏まえ、順次、必要な見直しを行っております。9月15日にも新たに国から示されたマニュアルなどを踏まえまして改訂した

ところです。

今回の改訂では、感染リスクの高いグループワークや演奏活動などについて、感染拡大局面か収束局面にあるかで区別して対応することとして、収束局面であれば、回数や時間を絞るなどの工夫をして実施できることといたしました。

また、校内の消毒については、学校再開時には、教職員等が1日1回以上行うよう示しておりましたが、現在は、児童生徒が取り組む、毎日の清掃活動の一環として、感染防止に効果がある家庭用洗剤などを用いた拭き掃除で消毒に代えることといたしました。

県教育委員会といたしましては、今後も必要に応じたガイドラインの改訂を行いながら、児童生徒や教職員が安心して教育活動に取り組めるよう感染対策に努めてまいります。



**【質問要旨】**

**2 高等学校文化部活動の支援について**

5月25日の学校再開後、コロナ禍の中で、県内高等学校の文化部活動の大会や練習はどのような状況であるか、また、教育委員会として県内高等学校文化部に対し、どのように支援をされるのか、伺う。

**【教育長答弁要旨】**

高等学校文化部活動の支援について、お答えいたします。

5月25日の学校再開後、文化部の活動も各部門のガイドラインに基づき感染対策を徹底した上で、徐々に再開されました。しかしながら、文化部は屋内での活動が中心であり、三密の状態になりやすいため、練習場所や練習時間、練習形態など、様々な制約がございます。

このような状況下で、春から夏にかけて行われる予定であった吹奏楽、合唱等の各種大会は、開催に当たっての感染症対策に不安があることから中止となり、主催団体も代替策を講じられない状況であったと聞いております。県教育委員会が例年8月に開催している高等学校文化部の祭典であるアートフェスタも、美術・工芸、書道、写真の展示部門のみに縮小せざるを得ませんでした。

こうした中、各高等学校の文化部はこの秋以降に予定されている大会を目標に、換気、生徒間の距離の確保のほか、Webを活用するなど、工夫をしつつ、学校の新しい生活様式の中での活動方法を模索しております。

県教育委員会といたしましては、そうした生徒たちのために、練習及び大会が安全に実施できる体制を整えられるよう、関係団体と調整を進め、必要な感染症対策を十分に講じるための物品の購入費や会場費といった経費の補助を、9月補正予算に計上し、今議会に提案したところであります。

議員御指摘のとおり、文化芸術活動は人々の心を豊かにする大切なものであると考えておりますので、コロナ禍の中、日々の努力を続けている県内の文化部生徒が、希望を持って活動し、思い出に残る高校生活が送れるよう支援をしてまいります。

**【質問要旨】**

**1 愛知県教育委員会の障害者施策について**

- (1) 愛知県教育委員会の障害者雇用率が3年連続ワーストワンとなり得る現状をどのように認識し、その改善のためにこの3年間どのような取組をしてきたのか、伺う。
- (2) 愛知県教育委員会障害者活躍推進計画は、早急に見直し、改定すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。
- (3) 愛知の教育の中で、障害のある生徒が一人でも多く教員資格を取得し、愛知の公立学校で活躍できる環境を整える計画こそ必要だと考えるが、教育長の所見を伺う。
- (4) 新改築の場合以外の既存の建物についてもエレベーター整備を計画的に推進すべきだと考えるが、改めて教育長の所見を伺う。
- (5) 高校教育がすでに準義務化し、障害者権利条約に基づき障害者差別解消法や条例ができて、「共に学ぶ場から排除されない」ことがルールとなった現在、「定員内不合格は出さず、障害のある生徒の高校教育を受ける権利を保障する」という視点が重要であると考えているが、来年度高校入学期に向けた愛知県教委の基本姿勢について、教育長の所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) 教育委員会における障害者施策についてお尋ねをいただきました。

まず御質問の中で、「雇用率問題は愛知の学校教育が障害者を排除、差別してきた面があるということの結果」という御指摘がございましたが、これまで本県では、障害のある方、一人ひとりに寄り添い、障害のある方の個性を尊重し、御本人の成長と社会的自立を支援する特別支援教育に真摯に取り組んでまいりました。

あいちの学校教育において「障害者を排除、差別してきた」ということはなかったと認識しております。

その上で、障害者雇用率についての現状認識と改善に向けた取組についてお答えをいたします。

県教育委員会の障害者雇用率は、法定雇用率を大きく下回っており、改善する必要が

あると認識しております。

県教育委員会が所管する障害者雇用率の算定基礎となる職員数は約 32,000 人でございまして、その 9 割以上を小中学校、高等学校及び特別支援学校の教員が占めております。こうしたことから、障害者雇用率を改善するためには、まずは、教員の障害者雇用率を高める必要がありますので、2019 年度実施の教員採用選考試験から、30 人の障害者選考枠を設けたところであります。

2019 年度の選考においては志願者数 22 人、合格者 9 人、合格者のうち辞退が 2 人ございましたので、2020 年度の採用者は 7 人でありました。2020 年度の選考においては、志願者数 20 人、合格者数 5 人となりまして、2 年続けて選考枠を大幅に下回る状況となっております。

これは、大学等において教員免許を取得した学生約 10 万人のうち、障害のある学生は、2018 年度では全国で 179 人とどまっており、極めて少数であるという現実が大きな要因と考えられます。

現状、400 人を超える障害者雇用の不足数を教員のみで解消するには、こうした現状から大変厳しい状況にあると認識しております。こうした厳しい状況を補完するため、教員以外の職種において障害者雇用を進めているところであります。今年度から新たに環境整備などの校務を補助する非常勤職員の採用を開始いたしました。9 月末現在で 9 人を採用し、今後、更に 6 人の採用を予定しております。また、実習助手・寄宿舎指導員の採用選考試験においても、2019 年度から設けた障害者選考枠を拡充したところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、教員採用選考試験において障害者選考枠を設け、教員免許を持つ障害のある方に教員を目指していただきやすい環境を整えるとともに、教員以外の職種についても、学校現場で働きたいという希望や意欲を持つ障害者の採用拡大に努めてまいりたいと考えております。

(2) 次に、愛知県教育委員会障害者活躍推進計画について、お尋ねをいただきました。

本計画は、2019 年 6 月に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、本年 3 月に策定したものでございまして、県立特別支援学校に勤務する障害のある教職員や校長の意見を聴きながら作成したものでございます。

本計画は、計画期間を 2024 年度までの 5 年間とし、障害者法定雇用率の達成と、障害のある職員の定着を目標としております。

これらの目標の達成に向けて、障害のある職員の活躍を推進するための体制整備や環境整備・人事管理等に取り組むこととしており、計画の実施により、障害のある職員が活躍できるようにしてまいります。

計画の推進に当たりましては、教育委員会内にプロジェクトチームを設置し、他の教育委員会や民間における先進的な取組事例なども参考にするとともに、知事部局と連携を深めながら、取組内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、本計画は、毎年度、実施状況の点検を行うこととしております。これまでに採用された障害のある職員の活躍の状況や他県や民間の取組等も踏まえまして、必要に応じて計画の見直しを実施してまいります。

(3) 次に、障害のある生徒が教員免許を取得し、活躍できる環境整備についてお答えいたします。

障害のある生徒に教員免許を取得していただくためには、教員を目指す気持ちを持っていただくとともに、大学において教員免許を取得しやすくする環境整備が必要と考えております。

まず、教員を志願していただくための取組といたしまして、今年度配布を予定しております高校生向けに教員の魅力を発信するパンフレットに、障害のある方が教員として活躍している現状を盛り込み、高校生のうちから教員に関心を持ってもらえるよう努めてまいります。

また、教員採用選考試験の大学説明会等において、障害のある学生の方に教職員として働くイメージを持ってもらえるよう丁寧に説明をしてまいります。

次に、教員免許を取得しやすくなる環境整備といたしまして、「大学と県教育委員会との連携推進会議」や教員養成課程のある大学の関係者を構成員とする「愛知県教員の資質向上に関する協議会」などを通じて、障害のある多くの学生の方が教員免許を取得し、教員を目指せるような支援策を講じるよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、障害のある方が教員免許を取得しやすくなる教員免許制度の見直しなどについて、引き続き国に要望をしてまいります。

教員として採用後の取組といたしましては、職員から申出があった場合は、できる限りの合理的配慮を行うなど、活躍を支援してまいりたいと考えております。

愛知県教育委員会障害者活躍推進計画は、実施状況の点検などを踏まえ、必要に応じて見直しを実施することとしておりますので、見直しを行う際には、こうした具体的な

取組についても、盛り込むことを検討してまいりたいと考えております。

(4) 次に、学校施設のバリアフリー化についてお答えいたします。

県立学校のバリアフリー化は重要な取組の一つであると認識しております。

しかしながら、県立学校の校舎につきましては、老朽化が進んでおり、県立学校施設長寿命化計画に基づく改修が急務となっております。140校で700棟を超える校舎を改修していく必要がありますので、全体で1,000億円を超える事業費を各年度に平準化するとともに、一方でスピード感をもって取り組んでいかなければならないと考えております。

このため、校舎の改修工事を計画的に行うことといたしまして、それに併せて「人しやすい街づくりの推進に関する条例」に基づくバリアフリー化を推進してまいります。

県立高等学校におけるエレベーター設置につきましては、建物の強度が不足し、改修になじまない校舎を建て替える際に、順次、条例に従い、進めてまいります。

また、本年6月に改正バリアフリー法が施行され、2021年4月1日以降に新築等を行う公立小中学校等については、バリアフリー基準適合義務の対象に位置づけられました。この法改正の際の附帯決議には、高等学校を含む全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することが盛り込まれておりますことから、学校施設のバリアフリー化に関する国の動向を注視し、対応を検討してまいりたいと考えております。

(5) 次に、障害のある生徒への高校教育の保障についてお答えいたします。

高等学校の入学者選抜では、入学を希望する全ての生徒の受検機会を確保するように努めることが必要であります。

本県では、障害のある入学志願者に対しまして、障害等の内容や程度、中学校での対応状況などを踏まえ、別室受検や時間延長、学力検査問題の文字の拡大など、実施上の工夫を行うなどして個々の受検生が力を発揮できるよう、配慮を行ってまいりました。この春の入試では、全日制課程、定時制課程、通信制課程の全ての選抜で、病気や怪我なども含めて、延べ419人の受検生に対して受検上の配慮を行いました。

高等学校入学後には、歩行が困難な生徒や視覚に障害がある生徒などに、生徒や保護者の要望も踏まえながら、日常生活上の介助や学習支援などを行う支援員を配置してきており、現在は25名を配置して、各学校における支援の充実を図っております。

また、2017年度から県立高浜高等学校において、一部の授業で障害に応じた特別の授業を実施する「通級による指導」のモデル事業を開始し、障害のある生徒が障害のない

生徒と同じ学級に在籍しながら、生徒の能力を伸ばすことができるよう支援してまいりました。開始時には実施校は1校で対象者は2名でありましたが、順次実施校を拡大し、本年度は、3校で29名の生徒を対象にして指導を行い、障害のある生徒の学びを支援しております。

御質問の中にありました、2月の萩生田文科大臣の国会答弁、少し引用させていただきます。「大前提として、障害を理由に入学を拒否されることは絶対にあってはなりません。ただ、その学校が目指す教育内容に果たして、その希望される子が、たとえ障害があってもなくても、ついていけるかどうかということを考えてあげなくてはいけないんだと思います。高等学校ですから、まずその設置者の意向というのが大事」と答弁されております。こうした大臣の国会答弁の趣旨を踏まえ、高等学校の設置者として適切に対応してまいりたいと考えております。

今後も、引き続き、入学者選抜において必要な合理的配慮を行うとともに、入学後には、一人ひとりの生徒の障害の特性に応じた支援の充実を図り、障害のある生徒の学びを保障してまいります。

### **【再質問要旨】**

愛知県教育委員会障害者活躍推進計画の推進に当たり設置するプロジェクトチームに、障害当事者を含む外部の専門家や民間就労支援者などが参画することについて、検討すべきと考えるがいかがか。

### **【教育長答弁要旨】**

障害の有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向けて、障害のある方とない方が共に学ぶインクルーシブな教育の方向性は重要であります。既に障害があっても小中学校や高等学校で学ぶ児童生徒は着実に増えてきております。障害のある方が、それぞれの個性を生かして、一人ひとりが輝き、生き生きと学び、働くことができる学校の実現に努めてまいりたいと考えております。

その上で、愛知県教育委員会障害者活躍推進計画の推進にあたって、障害当事者、外部の方の意見を聴くべきではないかという御質問でございました。先程も申し上げましたとおり、プロジェクトチームを設置し、取組内容の充実を図ってまいりたいと考えて

おります。

また、計画の見直しを行う際も、このプロジェクトチームにおいて、計画の実施状況の点検を行い、これまでに採用された障害のある職員の活躍状況や計画に対する意見を参考にしながら見直しの内容を検討していきたいと考えております。

併せて、障害当事者の方、障害者団体の方の意見をお聴きする機会も検討してまいりたいと考えております。

**【質問要旨】**

**3 不登校児童生徒・外国人児童生徒へのICTを活用した教育の取組について**

- (1) 本県の、不登校児童生徒に対するICTを活用した個別最適化教育への具体的な取組とその支援について、伺う。
- (2) 本県の、外国人児童生徒に対するICTを活用した日本語指導の具体的な取組とその支援について、伺う。
- (3) 不登校児童生徒や外国人児童生徒において、ICTを活用した家庭での学習が効果的であり、重要であることから、端末の貸し出しを、可能とすべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

**【教育長答弁要旨】**

- (1) 不登校児童生徒に対するICTを活用した個別最適化教育についてお答えいたします。

今年の6月から、臨時休業期間後の家庭学習支援を主な目的として、県立学校の児童生徒を対象に導入したスタディサプリは、小学校4年生から高校3年生までの学習指導要領に準拠した、国語、算数・数学、理科、社会、英語の授業動画を視聴することができるようになっております。

このため、学年を超えて、過去にさかのぼって学び直しをすることが可能となっており、すでに、全国のいくつかの地域では、不登校などの課題を抱える児童生徒の学習支援に活用をされております。例えば、適応指導教室において、スタディサプリを活用した「さかのぼり学習」を実施することによりまして、児童生徒からは、「勉強が楽しくなった」「勉強に自信がついた」という、自己肯定感の高まりにつながった事例を聞いております。

こうしたスタディサプリによる、不登校生徒の主体的な学びを促す効果につきましては、県立学校の校長会を通じて、その内容を周知したところであり、今後も、不登校児童生徒の学習支援への活用を検討するよう、各学校に呼びかけてまいります。また、市町村教育委員会には、その効果的な活用方法を周知するとともに、モデル的にオンライン学習支援サービスを利用してもらうことも検討し、小中学校においても、多様な児童



生徒が、いつでも、どこでも学ぶことができる学習環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

(2) 外国人児童生徒に対するICTを活用した日本語指導についてお答えいたします。

本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、全国で最も多い9,100人となっており、その数は年々増加しております。

こうした状況の中で、市町村教育委員会では、来日して間もない児童生徒が学習に取り組み、安心して日本での生活を送ることができるよう、日本語の習得を目指した日本語初期指導教室を設置しております。県教育委員会としても、これまで、市町村が実施する「日本語初期指導教室」の運営、多言語翻訳アプリ等のICT機器を活用した日本語教育支援に対しまして、補助をしてまいりました。

また、2017年には、外国人の日本語指導に実績のあるNPO団体と連携して、日本語初期指導教室の効果的な運営の在り方について研究し、日本語初期指導に関する指導プログラムをまとめ、各市町村に周知しているところであります。

この指導のプログラムの一部について、現在、学習支援ソフトを運営する事業者と連携して、授業動画を試行的に作成をしております。11月を目標に、県立学校、小中学校で、日本語指導が必要な児童生徒が視聴できるよう、計画を進めております。この動画を活用することによりまして、児童生徒の日本語習熟レベルが異なる場合においても、個々の児童生徒の状況にあわせて対応することができるようになるものと考えております。

今後も、ICTを活用した様々な手法を検討し、外国人児童生徒の日本語指導や学習指導を充実させてまいりたいと考えております。

(3) 次に、不登校児童生徒や外国人児童生徒の家庭学習におけるタブレット端末の貸し出しについてお答えいたします。

県立学校につきましては、今年度中に、高等学校に全生徒数の15%にあたる18,000台、特別支援学校に1人1台のタブレット端末を配備する予定にしております。児童生徒が、家庭において、タブレット端末により教育クラウドを活用しながら、予習、復習を行う、いわゆる反転学習は、高い学習効果が見込まれますが、家庭への貸し出しにあたっては、家庭での端末の使い方、家庭用回線への端末の接続設定、情報セキュリティや有害情報へのアクセス制限、故障時の対応等々、留意すべき点が多くありますので、今後、貸し出しの際のルール作りを進めてまいりたいと考えております。また、市町村

立学校においても、G I G Aスクール構想の実現に向け、小中学校に配備されるタブレット端末を、学校だけでなく、家庭でも活用することは、不登校児童生徒や外国人児童生徒を含め、全ての児童生徒にとって、学習上の効果が期待できるものと考えております。

小中学校の児童生徒用タブレット端末の具体的な活用方法については、現在、各市町村の教育委員会で検討されているところでありますが、県としましては、全ての市町村が参加する「G I G Aスクール構想共同研究会」におきまして、各市町村におけるタブレット端末の活用方法を集約しながら、それぞれの市町村の判断を尊重しつつ、家庭における活用方法についても各市町村に検討を促してまいりたいと考えております。

### **【要望】**

要望をさせていただきます。

I C Tを活用した教育についてでございます。不登校児童生徒や、外国人児童生徒だけでなく、障害を持った児童生徒らにも読み上げ機能などのI C Tを活用した取り組みの継続を要望いたしまして私の発言を終わります。